

公益社団法人 日本コンクリート工学会  
JCI 創立 60 周年記念事業実行委員会規程

令和 5 年 3 月 29 日 制定

(目的)

第 1 条 この規程は、JCI 創立 60 周年記念事業実行委員会（以下「委員会」という。）の組織、職務及び運営等について定める。

(組織)

第 2 条 委員会は、原則として委員 30 名以内をもって組織する。委員は、第 3 条に定める委員長が指名する。

(委員長、副委員長、幹事)

第 3 条 委員会に、委員長 1 名を置く。また、必要に応じて副委員長及び幹事若干名を置くことができる。なお、幹事のうち 1 名を幹事長とすることができる。

2. 委員長は会長が指名する。

3. 副委員長及び幹事は、委員のうちから委員長が指名する。

(任期)

第 4 条 委員長、副委員長、幹事、及び委員の任期は、当該記念事業の実施に加え、事業のフォロー期間を含め、令和 7 (2025) 年 12 月 31 日までとする。

2. 任期途中で交代した委員の任期は、前任者の残りの期間とする。

(職務)

第 5 条 委員会は、所管する事業の円滑な実施を目的として次の事項を審議し決定する。ただし、重要事項については必要に応じて広報委員会に付議する。

- (1) 当該事業の実実施計画
- (2) 当該事業の実施・運営
- (3) 記念誌の発行
- (4) その他、必要な事項

(運営)

第 6 条 委員会は、委員長が必要の都度招集し、運営に当たる。

(規程の改廃)

第7条 この規程の改廃は、企画調整会議が発議し、理事会が決定する。

附 則

1. この規程は、令和5年3月29日から施行する。